保護者 様

さいたま市教育委員会教育長

さいたま市の小・中・高等・中等教育学校においては、3月13日(金)まで臨時休業としたところでございますが、3月10日(火)の文部科学大臣の会見や専門家の意見等を踏まえ、下記のとおり臨時休業を継続いたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の今後の状況等に応じて変更することがあります ので御了承ください。引き続き、御理解、御協力をいただきますよう、よろしくお願 いいたします。

記

1 臨時休業期間について

高等学校:令和2年3月14日(土)から3月22日(日)まで ※ 3月23日(月)修了式を実施します。学校からの通知を御覧ください。

2 臨時休業期間の登校日、修了式について

厚生労働省「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」における、集団感染を避けるための3つの原則、「①換気を励行する」「②人の密度を下げる」「③ 近距離での会話や発声などを避ける」ことに留意して、学校での活動を実施いた します。登校時間については学校からの通知を御覧ください。

- 3 臨時休業期間中の感染拡大防止の措置に向けた注意事項について
- (1) 学校での活動は、1時間程度で行い、下校させます。
- (2)登校前に健康観察と検温を行い、37.5度以上の発熱や咳などの風邪様症 状がある場合は、登校せず家庭で休養させてください。この場合は公欠とし、欠 席とはなりません。また、保護者の判断により感染症予防のために欠席する場合 も公欠とし、欠席とはなりません。
- (3)登下校並びに学校での教育活動の間は、お子様にマスクを着用するよう御指導ください。

- 4 臨時休業期間中の過ごし方について
- (1) 臨時休業中もお子様の体温の測定は毎日実施していただき、健康状態を確認してください。また、お子様に風邪様症状が出た場合は、かかりつけの医療機関へ連絡して医療機関の指示に従い、受診してください。
- (2) お子様は原則として、家の中で過ごすよう指導してください。健康維持のために屋外で運動や散歩をする場合は、感染防止に十分配慮してください。
- (3) 学校から指示された学習課題に、計画的に取り組ませてください。
- (4) 事故等が発生した場合には、直ちに警察、学校等に連絡してください。

<問い合わせ先> さいたま市教育委員会 指導1課 829-1660 高校教育課 829-1671 健康教育課 829-1678